

和解について（環境局関係）

損害賠償等請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 岸 秀子 ほか1名 被告 大 阪 市 ほか1名 2 大阪地方裁判所 平成29年(ワ)第3943号 損害賠償等請求事件	平成27年11月27日午後1時25分ごろ、浪速区塩草3丁目10番25号先交差点において、本市職員である相被告橋本環（以下「相被告職員」という。）の運転する本市環境局中部環境事業センター出張所所属じん芥自動車なにわ800さ7088号車が右折西進していた際、同交差点を北進してきたコンクリートミキサー車と衝突し、同車を破損する事故（以下「本件事故」という。）が発生したところ、同車の所有者である原告岸秀子（以下「原告岸」という。）が、相被告職員には交差点付近を走行する車両の動向に十分に留意し、その走行を妨げてはならない注意義務があったにもかかわらず、これを怠った等として、本市及び相被告職員（以下「本市ら」という。）に対し、連帯して金5,209,600円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、原告岸に対して本件事故により発生した損害の一部に係る保険金を支払った原告損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「原告保険会社」という。）が、保険法により原告岸から損害賠償請求権を代位取得したとして、本市らに対し、連帯して金2,426,704円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

2 和解の要旨

本市は、本件事故に関する解決金として、原告岸に対し、金3,600,000円を、原告保険会社に対し、金2,500,000円を支払う。

平成30年 5 月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

損害賠償等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。